

1. 生活面の支援

番号	1-01	項目	相談支援
制度の名称	一般相談窓口	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談は、次の一般相談窓口までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■愛媛県コールセンター 電話番号：089-909-3468 受付時間：24時間対応（土日・祝日含む） ■市役所生活福祉部健康づくり推進課 電話番号：0894-62-6407 受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日除く） ■厚生労働省 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル） FAX番号：03-3595-2756 受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施） <p>聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、FAXまたは（一財）全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。</p>		
手続きに必要な書類			
その他	-		
ホームページURL	西予市 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/seikatsu_fukushi/kenko/singatakorona/index.html		
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ■愛媛県コールセンター 089-909-3468 ■西予市健康づくり推進課 0894-62-6407 ■厚生労働省 0120-565653（フリーダイヤル） 		

1. 生活面の支援

番号	1-02	項目	相談支援
制度の名称	帰国者・接触者相談センター	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当する方		
制度の内容	<p>県では、新型コロナウイルス感染症が疑われる方を適切に医療に結びつけるため、県内の各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。この相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当する方からの電話相談を受け、医療機関への受診調整を行います。</p> <p>■少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに下記の「帰国者・接触者相談センター」に御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）</p> <p>☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p> <p>☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL			
お問い合わせ先	帰国者・接触者相談センター（県コールセンター） TEL：089-909-3483		

1. 生活面の支援

番号	1-03	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス総合相談窓口	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月11日	制度（申請）期限	
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に関連した支援の相談		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が、広範な分野に広がり終息が見通せない中で、直接的、間接的に影響を受けている市民や事業者の皆様の不安の軽減や解消を図るため、設置。</p> <p>■場所 西予市役所 本庁1階、各支所窓口</p> <p>■時間 平日 午前9時から午後5時まで（土日祝日はお休み）※5月中は日曜日は開設</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL			
お問い合わせ先	西予市 新型コロナウイルス感染症対策 総合相談窓口 0894-62-3187		

1. 生活面の支援

番号	1-04	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	特別定額給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	国（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	5月11日	制度（申請）期限	令和2年8月11日
活用できる方	令和2年4月27日現在西予市に住所をおくもの		
制度の内容	<p>■事業の実施主体と経費の負担</p> <p>□実施主体は市区町村</p> <p>□実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）</p> <p>■給付対象</p> <p>令和2年4月27日現在 西予市に住所を置くもの(外国人を含む)</p> <p>■給付額</p> <p>□1人あたり10万円</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	西予市	https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/soumu/soumu/7730.html	
お問い合わせ先	西予市総務課 0894-62-1111		

1. 生活面の支援

番号	1-05	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付 (総合支援資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民の方 (新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯)		
制度の内容	<p>生活再建までの間に必要な生活費用</p> <p>■貸付上限額</p> <p><input type="checkbox"/> (二人以上) 月20万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> (単身) 月15万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付期間 原則3月以内</p> <p>■措置期間</p> <p><input type="checkbox"/> 1年以内</p> <p>※従来の6月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■償還期限</p> <p><input type="checkbox"/> 10年以内</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p><input type="checkbox"/> 無利子・不要</p> <p>※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱いを緩和。</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	西予市社会福祉協議会 http://seiyo-syakyō.jp/		
お問い合わせ先	西予市社会福祉協議会 TEL: 72-2306		

1. 生活面の支援

番号	1-06	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付 (緊急小口資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	新型コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民(新型コロナウイルスの影響を受け、休業や収入の減少、失業等により生活資金にお困りの方)		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付上限額 <ul style="list-style-type: none"> □学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 □その他の場合、10万円以内 ※従来の10万円以内とする取扱を拡大。 ■措置期間 <ul style="list-style-type: none"> □1年以内 ※従来の2月以内とする取扱いを拡大。 ■償還期間 <ul style="list-style-type: none"> □2年以内 ※従来の12月以内とする取扱いを拡大。 ■貸付利子・保証人 <ul style="list-style-type: none"> □無利子・不要 		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	西予市社会福祉協議会 http://seiyo-syakyo.jp/		
お問い合わせ先	西予市社会福祉協議会 TEL: 0894-72-2306		

1. 生活面の支援

番号	1-07	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	恩給等担保貸付	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民（恩給等の受給者の方）		
制度の内容	<p>恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>■貸付限度額 <input type="checkbox"/> 恩給：250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内 <input type="checkbox"/> 共済年金：250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）</p> <p>■対象経費 <input type="checkbox"/> 住宅などの資金や事業資金</p> <p>■保証人等 恩給等の証書を預けることが必要</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	生活保護を受給中の方、恩給年金担保融資をご利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年経過していない方は、利用できません。		
ホームページURL	株式会社 日本政策金融公庫	https://www.jfc.go.jp/	
お問い合わせ先	株式会社 日本政策金融公庫	宇和島支店	TEL：0895-22-4766

1. 生活面の支援

番号	1-08	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	市（進達のみ）、県	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で確実に返済見込みのある方）		
制度の内容	<p>ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を設けています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより保護者の就業環境が変化して、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に活用が可能なものの一つとして、「生活資金」があります。</p> <p>目的に応じ資金の貸付を行っておりますので、貸付条件などの詳細については、以下のお問合せ先までお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	<p>貸付けを利用するには、一定の要件を満たしている必要があるほか、連帯保証人が必要となります。</p> <p>また、貸付資金毎に貸付要件が定められています。詳細は、子育て支援課給付支援係にご相談ください。</p>		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課	TEL：0895-62-6551	

1. 生活面の支援

番号	1-09	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	子育て世帯への臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	—	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	未定	制度（申請）期限	未定
活用できる方	西予市で平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれの児童を対象として児童手当（本則給付）を受給する要件に該当し、かつ令和2年3月31日現在、西予市に住民票を持つ受給者		
制度の内容	対象児童一人あたり児童手当に1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。		
手続きに必要な書類	公務員の方以外は、特にありません。ただし、支給を希望しない場合は、希望しない旨の申出書の提出が必要です。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課	TEL：0894-62-6551	

1. 生活面の支援

番号	1-10	項目	住まいの建替・取得
制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	支援の種類	返済期間の延長
実施区分（負担割合）	住宅金融支援機構	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、機構の住宅ローンの返済が困難となった方で、機構が定める収入基準を満たす方		

1-10

<p>制度の内容</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>経済事情や病気等で収入が減少し、返済が大変になった</p> <p>返済特例 返済期間の延長など</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の返済額を減らすことができます。 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。 </div> <div style="text-align: center;"> <p>しばらくの間、返済額を減らして返済したい</p> <p>中ゆとり 一定期間、返済額を軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。 減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。 </div> <div style="text-align: center;"> <p>ボーナス返済が負担になっている</p> <p>ボーナス返済の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ボーナス返済月の変更 毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳変更 ボーナス返済の取り止め </div> </div>										
	<p style="text-align: center;">返済特例の概要</p> <p>対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方）</p> <ol style="list-style-type: none"> 離職や病気等^{※1}の事情より返済が困難となっている方 以下の収入基準のいずれかを満たす方 <ol style="list-style-type: none"> 年収が機構への年間総返済額の4倍以下 月収が世帯人数×64,000円以下 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合^{※2}が20%以上 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>300万円未満</th> <th>300万円以上 400万円未満</th> <th>400万円以上 700万円未満</th> <th>700万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済負担率</td> <td>30%</td> <td>35%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方 <p style="text-align: center;">さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した^{※2}方</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>返済期間の延長^{※3} (最長15年、完済時の年齢上限は80歳)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>返済期間の延長^{※3} (最長15年、完済時の年齢上限は80歳) 元金据置期間の設定^{※3} (最長3年)</p> </div> </div> <p><small>※1 「離職等」とは、倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、経費削減による減収などが該当します。また、自営業の方は業績不振による倒産・廃業、受注減や売上減による減収などが該当します。 「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の病気による介護などによる減収・支出増が該当します。</small></p> <p><small>※2 収入減少割合の計算は、原則として次の式により算出します。 (前々年の収入額 - 前年の収入額) ÷ 前々年の収入額 × 100 (%)</small></p> <p><small>※3 融資の種類、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を超えて延長することをいいます。</small></p>	年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上	返済負担率	30%	35%	40%	45%
	年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上						
	返済負担率	30%	35%	40%	45%						
	<p>手続きに必要な書類</p>	<p>下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>									
<p>その他</p>	<p>-</p>										
<p>ホームページURL</p>	<p>独立行政法人 住宅金融支援機構 https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20200323_im.html</p>										
<p>お問い合わせ先</p>	<p>返済中の金融機関（融資の申込み先の金融機関）</p>										

1. 生活面の支援

番号	1-11	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	就学援助制度	支援の種類	就学支援
実施区分（負担割合）	市（10/10）	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者		
制度の内容	<p>経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、その就学費用について支援を行う制度です。年間を通して申請を受け付けており、年度途中であっても、経済状態の変動により就学が困難になった場合には、申請いただけます。なお、認定はご家族の収入状況を審査した上でを行い、以下の項目について援助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学用品・通学用品費 ■新入学児童・生徒学用品費 ■修学旅行費 ■校外活動費 ■体育実技用具費 ■学校給食費 ■医療費（学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療に要する費用に限る） <p>※申請及び制度に関する相談は、各学校で受け付けています。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ■就学援助認定申請書 ■申請書には、以下の添付書類（写し）が必要です。詳細は、問合せ先にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> □収入の確認できる書類（世帯全員） ※収入が激減した方については、そのことが分かる書類（離職証明書、給与証明書など）を添付してください。 		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	通学されている学校 または西予市教育委員会学校教育課		
			Tel：0894-62-6414

1. 生活面の支援

番号	1-12	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	西予市育英会奨学金の貸与	支援の種類	貸与
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	令和2年5月29日（1次〆切）
活用できる方	市民（新型コロナウイルスの影響を受け、休業や収入の減少、失業等による家計急変により就学困難な方）		
制度の内容	<p>【対象者】 対象者は、次の要件を備える者としします。 （1）新型コロナウイルス感染症の影響により失業など家計急変の事由により年間収入の著しい減少が見込まれるもの （2）高等学校及び高等専門学校、短期大学、専修学校、大学、大学院に在学する者 （3）学業・人物ともにすぐれ、かつ、健康な者 （4）本人又は保護者（親権を行う者又は後見人）あるいは保護者であった者が西予市内に居住する者</p> <p>【貸与月額】 ・高等学校及び高等専門学校 月額 15,000円以内 ・短期大学・専修学校・大学・大学院 月額 35,000円以内 ・医学部・薬学部 月額 50,000円以内</p> <p>【返還時期】 学校卒業後1年を経過した日から12年以内に月賦、半年賦又は年賦で償還。すべて無利子。</p>		
手続きに必要な書類	<p>【申請書類】 西予市奨学生願書・西予市奨学生推薦調書</p> <p>【添付書類】 雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 収入の確認できる書類</p>		
その他	6月以降については、随時募集し採用決定する。		
ホームページURL	西予市	https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/kyouiku/kyouikusoumu/371.html	
お問い合わせ先	西予市教育委員会教育総務課 TEL：0894-62-6430		

1. 生活面の支援

番号	1-13	項目	公共賃貸住宅への入居
制度の名称	市営住宅	支援の種類	現物貸与
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■入居資格 西予市に住民登録をしているか勤務をし、市税などを完納しており住宅に困窮している方</p> <p>■収入基準 所得月額が15万8,000円以下の世帯 ※特定公共賃貸住宅は15万8,000円～48万7,000円の世帯 （小学校就学前の子どもがいる世帯や60歳以上の高齢者世帯等は、所得月額が21万4,000円以下） ※所得月額＝（世帯員全員の年間所得金額－控除額合計）÷12</p> <p>■家賃 世帯の収入に基づき、公営住宅法に定める方法で計算します。 ※空き住戸の情報、住宅の規模・構造・家賃等の諸条件については、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■入居申込書 ■所得を証明する書類 ■住民票 ■その他必要書類</p>		
その他	-		
ホームページURL			
お問い合わせ先	西予市建設課 Tel：0894-62-6410		

1. 生活面の支援

番号	1-14	項目	相談支援
制度の名称	自立相談支援制度	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に関連した収入源に伴う生活困窮支援の相談		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が、広範な分野に広がり終息が見通せない中で、直接的、間接的に経済的影響を受けている市民の皆様の不安の軽減や解消を図るため、相談業務を行っております。</p> <p>■場所 西予市役所 本庁1階（福祉課内）</p> <p>■時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで（12時-13時は除く）</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	西予市 https://www.city.seiyo.ehime.jp/		
お問い合わせ先	西予市福祉総合相談センター TEL:0894-62-1150		

1. 生活面の支援

番号	1-15	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	住居確保給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）		新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	R2.4.20～	制度（申請）期限	未定
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響で住居を失う恐れのあるもの		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至ってないがこうした状況と同等程度の状況に至り、住居を失う恐れが生じている者に対して、一か月の家賃を支給する。（上限あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■支給要件 収入要件、資産要件等があります。 ■支給額 単身世帯：32,000円 二世帯：38,000円 3～5人世帯：42,000円 ■支給期間 原則3か月（要件により最長9か月まで延長可能） ■支給方法 賃貸住宅の賃貸人または不動産媒介事業者等への代理納付 ■場所 西予市役所 本庁1階（福祉課内） ■時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで（12時-13時は除く） 		
手続きに必要な書類	本人確認書類、離職関係書類、収入関係書類、金融資産関係書類		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市福祉総合相談センター TEL 0894-62-1150		

1. 生活面の支援

番号	1-16	項目	生活の困窮
制度の名称	生活保護	支援の種類	扶助
実施区分（負担割合）	市（1/4 愛媛県一部負担あり）、 国（3/4）	コロナウイルス対策 による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用した上でも生活に困窮する方		
制度の内容	<p>生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</p> <p>生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。</p> <p>保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市福祉課 愛媛県 保健福祉部保健福祉課 厚生労働省社会・援護局 保護課	TEL：0894-62-6428 TEL：089-912-2385 TEL：03-5253-1111	

1. 生活面の支援

番号	1-18	項目	生活の困窮
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金	支援の種類	給付金
実施区分（負担割合）	国（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等（国民健康保険加入者）		
制度の内容	<p>労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、国内の感染拡大防止することを目的に、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するものです。</p> <p>【支給期間】 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間。ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることができる期間は、傷病手当金の支給対象ではありません。なお、その受け取ることができる給与収入の額が、規定により算定する傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。</p> <p>【支給額】 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数</p> <p>【適用期間】 令和2年4月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6ヶ月まで。</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市市民課 愛媛県保健福祉部医療保険課 厚生労働省保険局国民健康保険課	TEL：0894-62-6405 TEL：089-912-2435 TEL：03-3595-2565	

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-01	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	徴収の猶予・換価の猶予	支援の種類	猶予
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	徴収猶予特例制度：令和2年5月1日 徴収の猶予：随時 換価の猶予：随時	制度（申請）期限	徴収猶予特例制度：6月30日または各納期限の遅い日まで 徴収の猶予：随時 換価の猶予：納期限から6か月以内
活用できる方	■市民 ■市内に事務所や事業所を有する法人 ■特別徴収義務者		
制度の内容	<p>市税は定められた納期限までに納付しなければなりません。期限までに納付できない特別な事情があり、市税を一時に納付することができないときに、申請により、認められた場合には、分割納付や納付期限の延長、財産の差押や換価（売却）が猶予されます。</p> <p>■徴収猶予特例制度（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する市税が対象）</p> <p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年同期にくらべ概ね20%以上減少）があり、一時に納付することができないときは、申請により、1年間、徴収の猶予が認められる場合があります。（担保の提供不要。延滞金もかかりません）</p> <p>■徴収の猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連するなどして災害、病気、事業の休廃止などの理由で市税を一時に納付することができないときは、申請により、原則として1年以内に限り、徴収の猶予又は分割納付が認められる場合があります。（金額により担保の提供が必要。令和2年：延滞金1.6%）</p> <p>■申請による換価の猶予</p> <p>市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるなど一定の要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内に限り、滞納処分による財産の換価の猶予（分割納付）が認められる場合があります。（金額により担保の提供が必要。令和2年：延滞金1.6%）</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印（スタンプ式のもの不可）</p> <p>■猶予を受けようとする理由を証する書類（医師による診断書、廃（休）業届など）</p> <p>■収入や現預金の状況が分かる資料（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳など）</p> <p>※徴収猶予特例制度の場合は、昨年（H31年）の収入が分かる資料も合わせて必要です。</p> <p>■窓口に来られる方の本人確認書類（免許証等）</p> <p>■代理の方が来られる場合は、委任状</p>		
その他	書類の添付が困難な場合はご相談ください。		
ホームページURL	西予市 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/zei_hoken_nenkin/zeikin/7727.html		
お問い合わせ先	西予市税務課	Tel：0894-62-6401	

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-02	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	国税の特例措置（申告所得税等の申告期限、納付期限等の延長等）	支援の種類	期限延長・猶予
実施区分（負担割合）	税務署	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	個人及び法人		
制度の内容	<p>■申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限並びに申告所得税及び個人の消費税（及び地方消費税）の振替納税日の延長 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税等については、期限内（令和2年4月16日）に申告することが困難な場合には、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとする。 ※4月17日以降については、事前予約制による申告相談を行うこととする。</p> <p>■その他の期限の個別延長 税務署に申請することにより、法人税、相続税、酒税等の申告期限等が個別に延長される場合あり。</p> <p>■納付の猶予 税務署に申請することにより、国税の納付が猶予される場合あり。</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	八幡浜税務署 TEL：0894-22-0800		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-04	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	国民健康保険税の減免	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	市（10/10）	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	未定	制度（申請）期限	未定
活用できる方	<p>■納期未到来のものに限ります。（やむを得ない場合を除く） 以下の方については、国民健康保険料税の減免を受けられる場合があります。 <input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染症により、 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 <input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業等を廃止、または失業した世帯 <input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の著しい減少が見込まれる世帯（該当要件あり）</p>		
制度の内容	減免額、該当要件等の詳細については、西予市役所税務課にお問い合わせください。		
手続きに必要な書類	<p>■資産状況・所得が減少することが見込まれることが分かる書類 ■本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ■印鑑</p>		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市税務課 TEL：0894-62-6401		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-07	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減免	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	市（10/10）	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育所などに入所している3歳未満子どもの支給認定保護者 ※詳細は以下のとおり		
制度の内容	<p>■減免事由等</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病などにより児童が月の保育日数の2分の1以上欠席したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免割合：半額 ・減免期間等：申請のあった日の属する月 <p><input type="checkbox"/> 市税の減免に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免割合：市民税の減免に伴う利用者負担額（保育料）の階層変更によって生じた差額 ・減免期間等：西予市税の減免に該当し、減免を受けた市民税額を用いて算定する期間 <p><input type="checkbox"/> そのほか特別な事情により保育料の納入が困難であると認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免割合：審査のうえ決定 ・減免期間等：審査のうえ決定 		
手続きに必要な書類	<p>■減免申請書</p> <p>■印鑑</p>		
その他	-		
ホームページURL	西予市 -		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課 TEL：0894-62-6551		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-08	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減額	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	市（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	—	制度（申請）期限	未定
活用できる方	臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する3歳未満子どもの支給認定保護者		
制度の内容	新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から、保育所等を臨時休園した場合（市が登園自粛要請をした場合、保護者が自主的に登園しなかった場合も含む）に、当該園児の保育料について、日割り計算とする。		
手続きに必要な書類	不要		
その他	—		
ホームページURL	西予市 -		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課 TEL：0894-62-6551		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-12	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	国民年金保険料の減免 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例)	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日から随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料が免除または納付猶予される制度があります。</p> <p>■全額免除・一部免除制度 ■納付猶予制度</p> <p>【対象要件】以下の①②のいずれにも該当すること</p> <p>①. 令和2年2月以降に、感染症の影響により業務(業務委託契約等を含む)が失われるなど収入が減少したこと。</p> <p>②. ①の所得状況からみて、当年中に見込まれる所得が、国民年金保険料の免除等の基準適用相当になることが見込まれること。</p> <p>※免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば、あとから納めることができます。免除・納付猶予期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。また、一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料の納付がないと給付等には結び付きません。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印 ■本人確認書類 ■所得の申立書(臨時特例用) ■国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p>		
その他	<p>■受付期間: 令和2年5月1日から随時 ■免除期間: 年度毎(令和2年2月分から6月分まで適用) ※令和2年7月以降分は、改めて申請が必要です。</p>		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	<p>西予市市民課 TEL: 0894-62-6405</p> <p>宇和島年金事務所 TEL: 0895-22-5344</p>		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-13	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	電気・ガス料金の支払猶予	支援の種類	猶予
実施区分（負担割合）	市（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請されています（4月7日）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■お問合せ先 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者にご相談をお願いいたします。 ■電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf ■ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf 		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	御契約されている電気・ガス事業者		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-14	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予												
制度の名称	上下水道料支払いの猶予	支援の種類	猶予												
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	-												
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時												
活用できる方	西予市の上水道・公共下水道および農業集落排水を使用している個人・法人すべての方														
制度の内容	<p>西予市給水条例第39条、西予市公共下水道条例第18条第2項及び西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例第2条第2項において、料金は、口座振替又は納付の方法により 毎月徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。と規定してあることから、毎月の徴収を延伸することができることと解釈し、これまでも柔軟な対応を行ってきた。</p> <p>今回、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による影響を受け、延伸の申し出等が多くなることを想定し、下記猶予対象となる月を設定し、個別の案件に応じた「通常よりも長い納期の延伸」や「分割納入」等の相談に対し、柔軟に対応することとしている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">猶予対象となる請求月</td> <td style="width: 33%;">本来の納入期限</td> <td style="width: 33%;">猶予後の納入期限(基本4ヶ月延伸)</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月請求分</td> <td>令和2年4月末日</td> <td>令和2年8月末日</td> </tr> <tr> <td>令和2年5月請求分</td> <td>令和2年5月末日</td> <td>令和2年9月末日</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月請求分</td> <td>令和2年6月末日</td> <td>令和2年10月末日</td> </tr> </table>			猶予対象となる請求月	本来の納入期限	猶予後の納入期限(基本4ヶ月延伸)	令和2年4月請求分	令和2年4月末日	令和2年8月末日	令和2年5月請求分	令和2年5月末日	令和2年9月末日	令和2年6月請求分	令和2年6月末日	令和2年10月末日
猶予対象となる請求月	本来の納入期限	猶予後の納入期限(基本4ヶ月延伸)													
令和2年4月請求分	令和2年4月末日	令和2年8月末日													
令和2年5月請求分	令和2年5月末日	令和2年9月末日													
令和2年6月請求分	令和2年6月末日	令和2年10月末日													
手続きに必要な書類	上下水道料金等徴収猶予申請書														
その他	-														
ホームページURL	西予市 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/life/suidou/index.html														
お問い合わせ先	西予市上下水道課 TEL：0894-62-6411														

3. 事業者の支援

番号	3-01	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	未定	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	事業者		
制度の内容	西予市は西予商工会議所に委託し、対策支援員を配置して、市内中小企業者等の経営相談に対応するほか、申請事務のサポートも行っております。 資金繰りや助成制度の活用などお気軽にご相談ください。		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市商工会 TEL：0894-62-1240		

3. 事業者の支援

番号	3-02	項目	事業への支援
制度の名称	専門家による経営アドバイス	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	事業者		
制度の内容	<p>資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに専門家に対応します。</p> <p>■全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。</p> <p>■御相談 経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」より御確認いただけます。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	愛媛県よろず支援拠点 https://yoroze-ehime.com/		
お問い合わせ先	愛媛県よろず支援拠点 TEL：089-960-1131		

3. 事業者の支援

番号	3-03	項目	事業への支援
制度の名称	持続化給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月1日	制度（申請）期限	
活用できる方	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者		
制度の内容	<p>現時点における経済産業省の検討状況を示したものであり、今後の検討によって変更もありえます。</p> <p>■給付額 前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） ※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業主等は100万円以内で支給される見込みです。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	本事業は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表される予定です。		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	中小企業庁・金融・給付金相談窓口 TEL：0120-115-570		

3. 事業者の支援

番号	3-04	項目	事業への支援
制度の名称	セーフティネット保証4号・5号	支援の種類	資金繰り
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■セーフティネット保証4号 幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合</p> <p>■セーフティネット保証5号 特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。 ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合 ※3月13日から、業暦3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）</p> <p>■4号の対象地域及び5号の対象業種は？ <input type="checkbox"/> S N4号：3月2日に全都道府県が対象に指定されました。 <input type="checkbox"/> S N5号：3月23日に令和2年度第1四半期分の対象業種、587業種が公表されました。指定業種は経産省・中企庁HPを御確認ください。</p> <p>■御利用手続きの流れ 取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会に御相談ください。</p>		
手続きに必要な書類	取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会に御相談ください。		
その他	保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会		

3. 事業者の支援

番号	3-05	項目	事業への支援
制度の名称	セーフティ保証制度の認定（4号・5号）	支援の種類	証明の発行
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	■①市内に住所及び事業所を有する個人 ② 市内に主たる事業所を有する法人		
制度の内容	<p>■セーフティネット保証の認定を受けることで、一般保証とは別枠で信用保証協会の保証を利用することが可能となる。（4号保証割合100%、5号保証割合80%）</p> <p>■認定要件</p> <p><4号></p> <p>1. 西予市において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>2. 災害の発生によって、災害の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>※業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、利用ができるよう認定基準が緩和されました。</p> <p><5号></p> <p>（イ）指定業種に属する事業を行っている中小企業者で、最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少していること。ただし、令和3年3月31日までは5%以上の減少に緩和する。</p> <p>※1 今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性にかんがみ、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3か月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1か月の売上高とその後2か月間の売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。</p> <p>※2 業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、利用ができるよう認定基準が緩和されました。</p> <p>（ロ）指定業種に属する事業を行っている中小企業者で、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格等に転嫁することが困難であるため、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL			
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-06	項目	事業への支援
制度の名称	危機関連保証	支援の種類	資金繰り
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	—	制度（申請）期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種(※)の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。 ※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会に御相談ください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>一般保証限度額 2億8,000万円以内 + セーフティネット保障限度額 2億8,000万円以内 + 危機関連保証限度額 2億8,000万円以内</p> </div>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	最寄の信用保証協会		

3. 事業者の支援

番号	3-07	項目	事業への支援
制度の名称	信用保証付き融資における保証料・利子減免	支援の種類	資金繰り
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	—	制度（申請）期限	—
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・措置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。</p> <p>■対象要件 SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る） ・・・・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ ②小・中規模事業者（①除く） ・・・・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2 ・・・・売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ</p> <p>■融資上限：3,000万円【担保】無担保 ■据置期間：5年以内 ■保証料補助割合：1/2または10/10 ■金利補給期間：当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利 ■既往債務の借換：信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
その他	本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表される予定です。		
ホームページURL	—		
お問い合わせ先	中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：03-3501-1544		

3. 事業者の支援

番号	3-08	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月17日	制度（申請）期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■利用いただける方 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 <input type="checkbox"/>最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 <input type="checkbox"/>業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ・過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の売上高平均額 ※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。</p> <p>■資金の使いみち 設備資金および運転資金</p> <p>■融資限度額 中小事業3億円、国民事業6,000万円（別枠）</p> <p>■利率（年） 基準金利、ただし、中小事業1億円、国民事業3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準金利</p> <p>■返済期間 <input type="checkbox"/>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） <input type="checkbox"/>運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>■担保 無担保</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 TEL：0895-22-4766 西予市商工会 TEL：0894-62-1240		

3. 事業者の支援

番号	3-09	項目	事業への支援																												
制度の名称	商工中金による危機対応融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）	支援の種類	貸付（融資）																												
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○																												
制度（申請）開始日	令和2年3月19日	制度（申請）期限	未定																												
活用できる方	制度の内容のとおり																														
制度の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">～中小企業向け制度～</th> <th colspan="2">～中堅企業向け制度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方</td> <td>対象者</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>設備資金 運転資金</td> <td>資金使途</td> <td>運転資金 設備資金</td> </tr> <tr> <td>適用利率</td> <td>商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))</td> <td>適用利率</td> <td>商工中金所定の利率 (※: 利子補給はございません)</td> </tr> <tr> <td>利子補給(※1)</td> <td>下記に記載の通り。</td> <td>貸出期間</td> <td>設備: 20年以内 (据置5年以内) 運転: 15年以内 (据置5年以内)</td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td>設備: 20年以内 (据置5年以内) 運転: 15年以内 (据置5年以内)</td> <td>貸出限度</td> <td>定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります)</td> </tr> <tr> <td>貸出限度(※2)</td> <td>元高: 20億円以内 残高: 3億円以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。 (※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。</p>			～中小企業向け制度～		～中堅企業向け制度～		対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方	対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方	資金使途	設備資金 運転資金	資金使途	運転資金 設備資金	適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))	適用利率	商工中金所定の利率 (※: 利子補給はございません)	利子補給(※1)	下記に記載の通り。	貸出期間	設備: 20年以内 (据置5年以内) 運転: 15年以内 (据置5年以内)	貸出期間	設備: 20年以内 (据置5年以内) 運転: 15年以内 (据置5年以内)	貸出限度	定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります)	貸出限度(※2)	元高: 20億円以内 残高: 3億円以内		
～中小企業向け制度～		～中堅企業向け制度～																													
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方	対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方																												
資金使途	設備資金 運転資金	資金使途	運転資金 設備資金																												
適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))	適用利率	商工中金所定の利率 (※: 利子補給はございません)																												
利子補給(※1)	下記に記載の通り。	貸出期間	設備: 20年以内 (据置5年以内) 運転: 15年以内 (据置5年以内)																												
貸出期間	設備: 20年以内 (据置5年以内) 運転: 15年以内 (据置5年以内)	貸出限度	定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります)																												
貸出限度(※2)	元高: 20億円以内 残高: 3億円以内																														
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。																														
その他	-																														
ホームページURL	商工中金 https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html																														
お問い合わせ先	商工組合中央金庫松山支店 TEL: 089-921-9151																														

3. 事業者の支援

番号	3-10	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス対策マル経	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月17日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	新型コロナウイルスの影響により、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■資金の使いみち 運転資金、設備資金 ■担保・保証人 無担保・無保証人 ■融資限度額 別枠1,000万円 ■金利 当初3年間 0.31%（令和2年4月1日現在） 4年目以降 1.21%（令和2年4月1日現在） 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 Tel：0895-22-4766 西予市商工会 Tel：0894-62-1240		

3. 事業者の支援

番号	3-11	項目	事業への支援																								
制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (生活衛生)	支援の種類	貸付（融資）																								
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策 による特例措置	○																								
制度（申請）開始日	令和2年3月17日	制度（申請）期限	未定																								
活用できる方	制度の内容のとおり																										
制度の内容	<table border="1"> <tr> <td>ご利用いただける方</td> <td colspan="2">生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 業歴3カ月以上1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> (1)過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高 </td> </tr> <tr> <td>資金のお使いみち</td> <td>振興計画認定の組合員の方</td> <td>左記以外の方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">6,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>利率（年）</td> <td colspan="2"> 基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率 「実質無利子化」についてはこちら </td> </tr> <tr> <td>ご返済期間</td> <td>設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）</td> <td>設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">無担保</td> </tr> </table>			ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方			<ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 業歴3カ月以上1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> (1)過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高 		資金のお使いみち	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方		新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金	融資限度額	6,000万円（別枠）		利率（年）	基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは 基準利率-0.9% 、4年目以降は 基準利率 「実質無利子化」については こちら		ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）	担保	無担保	
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方																										
	<ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 業歴3カ月以上1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> (1)過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高 																										
資金のお使いみち	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方																									
	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金																									
融資限度額	6,000万円（別枠）																										
利率（年）	基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは 基準利率-0.9% 、4年目以降は 基準利率 「実質無利子化」については こちら																										
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）																									
担保	無担保																										

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none">■ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長（注）が発行する「振興事業に係る資金証明書」、それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合は不要）が必要となります。■ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。■資格審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。 （注）組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 TEL：0895-22-4766

3. 事業者の支援

番号	3-12	項目	事業への支援																
制度の名称	衛生環境激変対策特別貸付（新型コロナウイルス）	支援の種類	貸付（融資）																
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○																
制度（申請）開始日	令和2年2月21日	制度（申請）期限	未定																
活用できる方	制度の内容のとおり																		
制度の内容	<table border="1"> <tr> <td>ご利用いただける方</td> <td> <p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること 業歴3カ月以上1年未満の場合は、最近1カ月の売上高が過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること </td> </tr> <tr> <td>資金のお使いみち</td> <td>一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円</td> </tr> <tr> <td>ご返済期間</td> <td>7年以内<うち据置期間2年以内></td> </tr> <tr> <td>利率（年）</td> <td>[基準利率] ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]</td> </tr> <tr> <td>お取扱期間</td> <td>令和2年2月21日から令和2年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>お申込みに必要な書類</td> <td>ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長（注）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。</td> </tr> </table>			ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること 業歴3カ月以上1年未満の場合は、最近1カ月の売上高が過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること 	資金のお使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金	融資限度額	【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円	ご返済期間	7年以内<うち据置期間2年以内>	利率（年）	[基準利率] ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]	お取扱期間	令和2年2月21日から令和2年8月31日まで	お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長（注）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。	その他	新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。
ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること 業歴3カ月以上1年未満の場合は、最近1カ月の売上高が過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること 																		
資金のお使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金																		
融資限度額	【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円																		
ご返済期間	7年以内<うち据置期間2年以内>																		
利率（年）	[基準利率] ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]																		
お取扱期間	令和2年2月21日から令和2年8月31日まで																		
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長（注）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。																		
その他	新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。																		

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。
その他	■お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。 資格審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。 (注) 組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 TEL : 0895-22-4766

3. 事業者の支援

番号	3-13	項目	事業への支援																																								
制度の名称	雇用調整助成金（特例措置）	支援の種類	助成金																																								
実施区分（負担割合）	国	新型コロナウイルス対策による特例措置	○																																								
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定																																								
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主																																										
制度の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成内容と受給できる金額</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>教育訓練を実施したときの加算（額）</td> <td colspan="2">1人1日当たり1,200円</td> </tr> <tr> <td>支給限度日数</td> <td colspan="2">1年間で100日</td> </tr> </tbody> </table>			助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3	教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円		支給限度日数	1年間で100日																													
	助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業																																								
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3																																									
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円																																										
支給限度日数	1年間で100日																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">新型コロナウイルス感染症特例措置</th> </tr> <tr> <th>特例以外の場合の雇用調整助成金</th> <th>現行 （一般的な場合）</th> <th>緊急対応期間 （4月1日から6月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施</th> <th>（参考）リーマンショック時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）</td> <td>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（全業種）</td> </tr> <tr> <td>生産指標要件（3か月10%以上低下）</td> <td>生産指標要件緩和（1か月10%以上低下）</td> <td>生産指標要件緩和（1か月5%以上低下）</td> <td>生産指標要件緩和（3か月5%以上低下）</td> </tr> <tr> <td>被保険者が対象</td> <td>据え置き</td> <td>雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める</td> <td>被保険者が対象</td> </tr> <tr> <td>助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）</td> <td>据え置き</td> <td>4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））</td> <td>4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））</td> </tr> <tr> <td>計画届は事前提出</td> <td>計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）</td> <td>計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）</td> <td>やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす</td> </tr> <tr> <td>1年のクーリング期間が必要</td> <td>クーリング期間の撤廃</td> <td>同左</td> <td>クーリング期間の撤廃</td> </tr> <tr> <td>6か月以上の被保険者期間が必要</td> <td>被保険者期間要件の撤廃</td> <td>同左</td> <td>被保険者期間要件の撤廃</td> </tr> <tr> <td>支給限度日数 1年100日、3年150日</td> <td>同左</td> <td>同左+上記対象期間</td> <td>3年300日</td> </tr> </tbody> </table>				新型コロナウイルス感染症特例措置				特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 （一般的な場合）	緊急対応期間 （4月1日から6月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	（参考）リーマンショック時	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（全業種）	生産指標要件（3か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月5%以上低下）	生産指標要件緩和（3か月5%以上低下）	被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象	助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）	据え置き	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））	計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす	1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃	6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃	支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日
新型コロナウイルス感染症特例措置																																											
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 （一般的な場合）	緊急対応期間 （4月1日から6月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	（参考）リーマンショック時																																								
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（全業種）																																								
生産指標要件（3か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月5%以上低下）	生産指標要件緩和（3か月5%以上低下）																																								
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象																																								
助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）	据え置き	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））																																								
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす																																								
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃																																								
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃																																								
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日																																								

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。
その他	-
ホームページURL	厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html
お問い合わせ先	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

3. 事業者の支援

番号	3-14	項目	事業への支援									
制度の名称	愛媛県緊急地域雇用維持助成金	支援の種類	助成金									
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○									
制度（申請）開始日	令和2年3月3日	制度（申請）期限	未定									
活用できる方	<p>■国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主（教育訓練・出向によるものは対象外） □拡大後の対象地域 南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町）、 県内全域の事業所（新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものに限る。）</p>											
制度の内容	<p>■休業手当総額の10分の1の額で、国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成（1事業所当たり年100万円を上限） ■助成割合イメージ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国の支給率</th> <th>県助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>2分の1</td> <td>国支給決定金額の 5分の1の額 （休業手当額の 10分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>3分の2</td> <td>国支給決定金額の 20分の3の額 （休業手当額の 10分の1の額）</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>休業手当額</p> <p>The diagram illustrates the contribution breakdown for sick pay. For large enterprises (大企業), the total sick pay is divided into 10 equal parts. The national government (国) contributes 5 parts (5/10), the prefecture (県) contributes 1 part (1/10), and the enterprise (企業) contributes 4 parts (4/10). For small and medium enterprises (中小企業), the total sick pay is divided into 30 equal parts. The national government contributes 20 parts (20/30), the prefecture contributes 1 part (1/10), and the enterprise contributes 7 parts (7/30). A note indicates that the national contribution rate is 1/2 in the case of a 1/2 ratio.</p> </div>			区分	国の支給率	県助成金の額	大企業	2分の1	国支給決定金額の 5分の1の額 （休業手当額の 10分の1の額）	中小企業	3分の2	国支給決定金額の 20分の3の額 （休業手当額の 10分の1の額）
区分	国の支給率	県助成金の額										
大企業	2分の1	国支給決定金額の 5分の1の額 （休業手当額の 10分の1の額）										
中小企業	3分の2	国支給決定金額の 20分の3の額 （休業手当額の 10分の1の額）										
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。											
その他	-											
ホームページURL	愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/h30580/koyouijijosei/index.html											
お問い合わせ先	愛媛県産業人材室 TEL：089-912-2505											

3. 事業者の支援

番号	3-15	項目	事業への支援
制度の名称	小規模事業者持続化補助金	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	制度の内容のとおり	制度（申請）期限	制度の内容のとおり
活用できる方	制度の内容のとおり		

3-15

<p>制度の内容</p>	<p>・小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。</p> <p>・本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、あわせて行う業務効率化の取組を支援するため、<u>原則50万円を上限に補助（補助率：2/3）</u>するものです。</p> <p>・また、今回の公募にあたっては、政策上の観点から、</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者</p> <p>②賃上げに取り組む事業者</p> <p>③計画的に事業承継に取り組む事業者</p> <p>④経営力の向上を図っている事業者</p> <p>⑤地域の特性・強みを活かして高い付加価値を創出し、地域経済への影響力が大きく、その担い手となりうる事業に取り組むことが期待される企業として経済産業省が選定した事業者等</p> <p>⑥過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者</p> <p>への重点的な支援を図ります。</p> <p>・計画の作成や販路開拓等の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。</p> <table border="1" data-bbox="622 678 1771 1037"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1回受付締切</th> <th>第2回受付締切</th> <th>第3回受付締切</th> <th>第4回受付締切</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請書類一式の送付締切</td> <td>2020年3月31日（火） 【最終日当日消印有効】</td> <td>2020年6月5日（金） 【最終日当日消印有効】</td> <td>2020年10月2日（金） 【最終日当日消印有効】</td> <td>2021年2月5日（金） 【最終日当日消印有効】</td> </tr> <tr> <td>採択結果公表</td> <td>2020年6月頃予定</td> <td>2020年8月頃予定</td> <td>2020年12月頃予定</td> <td>2021年4月頃予定</td> </tr> <tr> <td>補助事業の実施期間</td> <td>交付決定通知受領後から 2021年1月31日（日）まで</td> <td>交付決定通知受領後から 2021年3月31日（水）まで</td> <td>交付決定通知受領後から 2021年7月31日（土）まで</td> <td>交付決定通知受領後から 2021年11月30日（火）まで</td> </tr> </tbody> </table>		第1回受付締切	第2回受付締切	第3回受付締切	第4回受付締切	申請書類一式の送付締切	2020年3月31日（火） 【最終日当日消印有効】	2020年6月5日（金） 【最終日当日消印有効】	2020年10月2日（金） 【最終日当日消印有効】	2021年2月5日（金） 【最終日当日消印有効】	採択結果公表	2020年6月頃予定	2020年8月頃予定	2020年12月頃予定	2021年4月頃予定	補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から 2021年1月31日（日）まで	交付決定通知受領後から 2021年3月31日（水）まで	交付決定通知受領後から 2021年7月31日（土）まで	交付決定通知受領後から 2021年11月30日（火）まで
	第1回受付締切	第2回受付締切	第3回受付締切	第4回受付締切																	
申請書類一式の送付締切	2020年3月31日（火） 【最終日当日消印有効】	2020年6月5日（金） 【最終日当日消印有効】	2020年10月2日（金） 【最終日当日消印有効】	2021年2月5日（金） 【最終日当日消印有効】																	
採択結果公表	2020年6月頃予定	2020年8月頃予定	2020年12月頃予定	2021年4月頃予定																	
補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から 2021年1月31日（日）まで	交付決定通知受領後から 2021年3月31日（水）まで	交付決定通知受領後から 2021年7月31日（土）まで	交付決定通知受領後から 2021年11月30日（火）まで																	
<p>手続きに必要な書類</p>	<p>以下のお問合せ先に御確認ください。</p>																				
<p>その他</p>	<p>-</p>																				
<p>ホームページURL</p>	<p>日本商工会議所 http://jizokukahojokin.info/</p>																				
<p>お問い合わせ先</p>	<p>西予市商工会 TEL：0894-62-1240</p>																				

3. 事業者の支援

番号	3-16	項目	事業への支援
制度の名称	小規模事業者持続化補助金（一般型）における新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書の発行	支援の種類	証明発行
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>商工会議所・商工会で同補助金を申請するにあたり、下記条件に当てはまる場合は、加点措置を受けられます。加点事業者であることの証明書を市役所商工観光課にて発行いたしますので、必要書類を提出してください。</p> <p>■対象者</p> <p>□創業後3箇月以上1年未満・・・直近1箇月の売上が直前3箇月の売上平均比10%以上減の事業者</p> <p>□創業後1年以上経過・・・直近1箇月の売上が前年同月の売上比10%以上減の事業者</p> <p>■対象期間</p> <p>補助金第2回受付締切（令和2年6月5日）分まで</p>		
手続きに必要な書類	<p>下記ア・イのいずれか</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明申請書</p> <p>イ 売上が10%以上減少したことがわかる既存の認定証等の写し</p>		
その他	-		
ホームページURL			
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-17	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	支援の種類	助成金・支援金
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月18日	制度（申請）期限	令和2年6月30日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■支給対象者</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者</p> <p>■対象となる子ども</p> <p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども</p> <p>※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等</p> <p><input type="checkbox"/> ①-③のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども</p> <p>①新型コロナウイルスに感染した子ども</p> <p>②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども</p> <p>③医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども</p> <p>■支給額</p> <p><input type="checkbox"/> 労働者を雇用する事業主の方：有給休暇中に支払った賃金相 × 10/10 （一人当たり8,330円を支給上限）</p> <p><input type="checkbox"/> 委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額）</p> <p>■適用日</p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html		
お問い合わせ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999		

3. 事業者の支援

番号	3-18	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策資金 (災害関連対策資金)	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月6日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	<p>■融資対象者 県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であって、中小企業信用保険法の規定に基づき、市町長の認定を受け、次の各号のいずれかの保証を有する方</p> <p><input type="checkbox"/>セーフティネット保証4号：売上高が前年同期比▲20%以上等の場合に利用可能（詳細は番号3-04参照）。</p> <p><input type="checkbox"/>セーフティネット保証5号：国が指定する業種（業績の悪化している業種）に属する事業を行っており、売上高が前年同期比▲5%以上等の場合に利用可能（詳細は番号3-04参照）。</p> <p><input type="checkbox"/>危機関連保証：売上高が前年同期比▲15%以上の場合に利用可能（詳細は番号3-04参照）。</p>		
制度の内容	<p>■融資条件</p> <p><input type="checkbox"/>資金使途：運転資金</p> <p><input type="checkbox"/>融資限度額：5,000万円</p> <p><input type="checkbox"/>融資期間：7年以内（うち据置期間1年以内）</p> <p><input type="checkbox"/>融資利率：年1.00%</p> <p><input type="checkbox"/>保証利率：年0.00%（保証料のご負担はありません。）</p> <p>※借換えについては、お問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	<p>■取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行</p> <p>※融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>		
ホームページURL	愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/020403press.html		
お問い合わせ先	<p>愛媛県経営支援課 TEL：089-912-2481</p> <p>愛媛県信用保証協会 TEL：089-931-2114</p>		

3. 事業者の支援

番号	3-19	項目	経営支援
制度の名称	西予市中小企業者等経営安定補助金	支援の種類	補助
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月23日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の適用を受ける市民又は市内に住所を有する中小企業者等		
制度の内容	<p>1. 目的 新型コロナウイルス感染症による影響を受け事業継続が困難となっている市内の中小企業者等に対し、資金調達への補助を行い、事業の経営安定を図り、市内経済の活性化に寄与する。</p> <p>2. 補助対象者 <u>新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の適用を受ける市民又は市内に住所を有する中小企業者等</u></p> <p>3. 補助額等 ・融資額の1/3 ・上限50万円（千円未満切り捨て） ・1業者1回限り</p> <p>4. 補助対象期間 令和3年3月31日まで</p> <p>5. 補助金交付方法</p> <pre> graph TD A[中小企業者等] <--> B[西予市商工会・日本政策金融公庫] A <--> C[西予市] B --- D[融資申請、融資実行 (西予市商工会が補助金交付申請等の協力)] C --- E[補助金交付申請および決定、概算払および実績報告(清算)] </pre>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	西予市 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/sangyo_kensetsu/keizai_suishin/sinngatakoronauirusukeizaikanrensiensaku/7479.html		
お問い合わせ先	西予市商工会 Tel：0894-62-1240 西予市経済振興課 Tel：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-20	項目	事業への支援
制度の名称	愛媛県緊急地域雇用維持助成金	支援の種類	助成
実施区分（負担割合）	県・市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主（※新型コロナウイルス感染症の特例によるものに限る）		
制度の内容	<p>【対象者】 感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、愛媛労働局から「雇用調整助成金」※の支給決定を受けた県内事業主</p> <p>※「緊急雇用安定助成金」（雇用保険の被保険者でない方を対象とした助成金）を含む</p> <p>【助成金の額】 休業手当総額の1/10以内（1事業所当たり年100万円上限） 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の事業主で、かつ解雇等をしていないことで、9/10が国、1/20を県と市が負担する</p>		
手続きに必要な書類	【申請書類】 郵送		
その他			
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	愛媛県経済労働部労政雇用課 TEL：089-912-2505		

3. 事業者の支援

番号	3-21	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給	支援の種類	助成金
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	愛媛県の新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した中小企業者等のうち、市内に住所及び事業所を有する個人、市内に主たる事業所を有する法人		
制度の内容	<p>【対象となる融資】 新型コロナウイルス感染症対策資金を3,000万円以上5,000万円以内受けて、その金利1.0%を愛媛県と西予市が1/2ずつ負担し、令和2年度から令和4年度の3年間を実質無利子にする</p> <p>【相談先】 融資を希望する場合は、取扱金融機関に相談</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-22	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金	支援の種類	協力金
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	対象期間：令和2年4月13日～令和2年5月6日 受付期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日	制度（申請）期限	令和2年6月30日
活用できる方	県内に事業所を有する中小企業者 のうち、飲食店、食料品・医薬品・衛生用品を扱う小売店（全国エーンの店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外）		
制度の内容	<p>【対象要件】 令和2年4月13日以前に開業し、申請時点で営業の実態がある事業者が、県が緊急事態宣言の回避行動を呼びかけた令和2年4月13日から5月31日の間に、3密を避ける取組みを実施し、申請時点において継続していること ○フィルム・間仕切りによる飛沫防止 ○ソーシャルディスタンスサインの導入 ○座席間引に伴うレイアウト変更 ○店舗・駐車場等への入場制限 ○セルフレジの導入・キャッシュレス化 ○消毒液等の設置 等</p> <p>【支給額】 1事業者あたり 5万円</p> <p>【対象期間】 令和2年4月13日（月）～令和2年5月31日（日）（申請時点で継続していること）</p> <p>【申請方法】 郵送のみ（メール、持参は不可）</p> <p>【受付期間】 令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）</p> <p>【申請書提出先】 〒791-1199 松山市森松町647番地 松山南郵便局留 公益財団法人 えひめ 産業振興財団</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/020508corona.pdf		
お問い合わせ先	公益財団法人えひめ産業振興財団 TEL：089-909-3842		

3. 事業者の支援

番号	3-23	項目	事業への支援
制度の名称	GW中の県外客の宿泊予約延期等協力金	支援の種類	協力金
実施区分（負担割合）	県	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	対象期間：令和2年5月1日～令和2年5月10日 受付期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日	制度（申請）期限	令和2年6月30日
活用できる方	県内で宿泊施設を運営する事業者		
制度の内容	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内において、旅館業法による営業許可を受けたホテル・旅館等の施設もしくは住宅宿泊事業法により届け出た施設 ○令和2年5月1日（金）時点で対象施設において開業していること ○令和2年5月1日（金）から令和2年5月31日（日）までの間に対象施設に宿泊する予定の県外からの利用客に対し、対象施設からの申し出により、同期間外への予約の延期など宿泊日の調整を行うこと <p>【支給額】</p> <p>予約延期・キャンセルなど宿泊日変更に係る調整を行った人数（人泊）1人泊につき5,000円、1施設当たりの支給上限額を150,000円（30人泊）</p> <p>※営業に係る許可（届出）番号の異なる複数の施設を有する場合は、施設別に支給額を決定します。なお、同一番号により営業している場合は、複数施設を有している場合でも支給上限は30人泊（150,000円）となります。</p> <p>【対象期間】</p> <p>令和2年5月1日（金）～令和2年5月31日（日）</p> <p>【申請方法】</p> <p>郵送のみ</p> <p>【受付期間】</p> <p>令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）</p> <p>【申請書提出先】</p> <p>〒790-0004 松山市大街道361岡崎産業ビル 一社）愛媛県観光物産協会</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/020508corona.pdf		
お問い合わせ先	愛媛県観光物産協会 TEL：089-909-3842		

3. 事業者の支援

番号	3-24	項目	事業への支援
制度の名称	商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	支援の種類	協力金
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	対象期間：令和2年5月1日～令和2年5月10日 受付期間：令和2年5月11日～令和2年6月30日	制度（申請）期限	令和2年6月30日
活用できる方	商店街及びその周辺に所在する店舗の事業主がグループを組成し、混雑等による新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを回避するための計画を作成し、計画に基づきローテーション営業等を実施した場合に協力金を交付		
制度の内容	<p>【対象者】 次の①及び②で構成されるグループ ① 商店街及びその周辺に所在する 10 以上の店舗の事業主 ② 商店街振興組合、商工会議所又は商工会のいずれか ただし、愛媛県の休業協力要請の対象施設となった店舗の事業主は、グループの構成員になれません。</p> <p>【交付要件】 ① グループにおいて次の取組みによるグループ計画を策定・実施すること (ア) グループ内の店舗の計画的な休業によるローテーション営業 (イ) 店舗利用客が増加した場合における入店制限等の混雑緩和対策 ② グループの代表は、商店街振興組合、商工会議所又は商工会とし、本協力金の申請手続きを代表が行うこと</p> <p>【協力金額】 1グループ当たり 100,000円</p> <p>【事業期間】 令和2年5月1日（金）～令和2年5月31日（日）</p> <p>【申請方法】 郵送のみ</p> <p>【受付期間】 令和2年5月11日（月）～令和2年6月30日（火）</p> <p>【申請受付先】 〒790 8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 電話：089-912-2464 FAX 089-912-2479 Mail keieishien@pref.ehime.lg.jp</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/020508corona.pdf		
お問い合わせ先	愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課		TEL：089-912-2464

3. 事業者の支援

番号	3-25	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金	支援の種類	協力金
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	対象期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日 受付期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日	制度（申請）期限	令和2年6月30日
活用できる方	県内に事業所を有する中小企業者 （全国チェーンの店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外）		
制度の内容	<p>【対象要件】 感染拡大による売り上げ減少に伴い、新たなビジネス展開を開始した者で、申請時点において当該事業を実施していること申請月の前月売上が、前年度比で5%以上減少、または、申請月の前々月比で5%以上減少していること （新ビジネス取組事例） ○インターネット通販導入 ○無観客ライブ有料配信開始 ○移動販売開始 ○デリバリー、テイクアウト販売開始 ○提供サービスのオンライン化 ○ドライブスルー販売の開始 ○新たなグループでの共同販売開始 等</p> <p>【支給額】 1事業者あたり 20万円 グループ加算あり）</p> <p>【対象期間】 令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）</p> <p>【申請方法】 郵送のみ（メール、持参は不可）</p> <p>【受付期間】 令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）</p> <p>【申請書提出先】 〒791-1199 松山市森松町647番地 松山南郵便局留 公益財団法人 えひめ 産業振興財団</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	公益財団法人えひめ産業振興財団 TEL：089-909-3842		

3. 事業者の支援

番号	3-26	項目	事業への支援
制度の名称	愛媛県テレワーク推進協力金	支援の種類	協力金
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	対象期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日 受付期間：令和2年5月1日～令和2年5月31日	制度（申請）期限	令和2年5月31日
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係るテレワークの推進のために、県民がテレワークに取り組む場を提供いただく県内宿泊事業者等		
制度の内容	<p>【対象者】 県内の旅館・ホテルや 全国チェーン 以外の カラオケボックス等の事業者 ・ Wi Fi 設備等の通信環境やその他のテレワークに必要な機能を備えた施設を活用し、従来実施していない事業としてテレワークプランを設定・提供する事業者 ・ 衛生管理を徹底し、自らテレワーク客の開拓に取り組む事業者</p> <p>【協力金の種類と支給額】 ○テレワーク利用の促進に対するもの 1人1日1室ごとに3,000円を上限×利用件数 ※正規の貸室料金（税別）から協力金活用後の貸室料金（税別）を差し引いた額が3,000円以内の場合はその額 ○テレワークプランの設定に対するもの 1事業者あたり 30,000円（利用実績ゼロの場合は交付なし）</p> <p>【事業期間】 令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）</p> <p>【申請方法】 郵送、メール、FAX</p> <p>【受付期間】 令和2年5月1日（金）～令和2年5月31日（日）</p> <p>【応募受付・問合せ先】 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県 経済労働部 産業雇用局 企業立地課 電話：089-912-2260 FAX：089-912-2259 Mail kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 Tel：089-912-2260		

3. 事業者の支援

番号	3-27	項目	相談支援
制度の名称	テレワークに関する情報提供	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	令和2年4月6日	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。</p> <p>■テレワーク導入事例の紹介</p> <p>テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。</p> <p>業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）</p> <p>持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）</p> <p>これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。</p> <p>テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	テレワーク情報サイト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/furusato-telework/index.html テレワーク総合ポータルサイト https://telework.mhlw.go.jp/		
お問い合わせ先	テレワーク相談センター（厚生労働省）		TEL：0120-91-6479

3. 事業者の支援

番号	3-28	項目	相談支援												
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策テレワークコース 助成金	支援の種類	助成金												
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策 による特例措置	○												
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	交付申請：令和2年5月29日 支給申請：令和2年7月15日												
活用できる方	制度の内容のとおり														
制度の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業主</td> <td>新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 <small>（※試行的に導入している事業主も対象となります）</small></td> </tr> <tr> <td>助成対象の 取組</td> <td>・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 <small>（※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）</small></td> </tr> <tr> <td>主な要件</td> <td>事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること</td> </tr> <tr> <td>助成の対象 となる事業 の実施期間</td> <td>〔 令和2年2月17日～5月31日 〕 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より 前のものも助成対象とします。</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円</td> </tr> </tbody> </table>			新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要		対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 <small>（※試行的に導入している事業主も対象となります）</small>	助成対象の 取組	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 <small>（※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）</small>	主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	助成の対象 となる事業 の実施期間	〔 令和2年2月17日～5月31日 〕 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より 前のものも助成対象とします。	支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円
新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要															
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 <small>（※試行的に導入している事業主も対象となります）</small>														
助成対象の 取組	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 <small>（※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）</small>														
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること														
助成の対象 となる事業 の実施期間	〔 令和2年2月17日～5月31日 〕 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より 前のものも助成対象とします。														
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円														
手続きに必要な書類	-														
その他	-														
ホームページURL	厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html														
お問い合わせ先	テレワーク相談センター（厚生労働省） TEL：0120-91-6479														

4. 農林水産業者の支援

番号	4-01	項目	事業への支援
制度の名称	農林漁業セーフティネット資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた主業農林漁業者等※1であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件（令和2年2月20日現在） <input type="checkbox"/> 資金使途：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経営の再建に必要な資金（運転資金） <input type="checkbox"/> 借入限度額：（一般）：1,200万円 （特認 ※2）：年間経費等の1/2以内 <input type="checkbox"/> 償還期限：10年以内（据置期間3年以内） <input type="checkbox"/> 借入金利：年0.10%（貸付当初5年間実質無利子化 ※3） <input type="checkbox"/> 担保：実質無担保化</p> <p>※1 主業農林漁業者とは 個人：農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人：農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方</p> <p>※2 簿記記帳を行っている場合 ※3 林業者については、貸付当初10年間無利子化</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL：089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-02	項目	事業への支援
制度の名称	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	認定農業者		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 認定農業者 であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件（令和2年2月20日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な長期資金（負債整理以外） <input type="checkbox"/> 借入限度額：個人：3億円 法人：10億円 <input type="checkbox"/> 償還期限：25年以内（据置期間10年以内） <input type="checkbox"/> 借入金利：年0.10%（貸付当初5年間実質無利子化） <input type="checkbox"/> 担保：実質無担保化 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL：089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-03	項目	事業への支援
制度の名称	経営体育成強化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等（主業農業者※1、認定新規就農者、集落営農組織など）であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件（令和2年2月20日現在） <input type="checkbox"/> 資金用途：経営改善に係る長期資金（負債整理以外） <input type="checkbox"/> 借入限度額：個人：1.5億円 法人：5億円</p> <p><input type="checkbox"/> 償還期限：25年以内（据置期間3年以内） <input type="checkbox"/> 借入金利：年0.10%（貸付当初5年間実質無利子化） <input type="checkbox"/> 担保：実質無担保化</p> <p>※1 主業農業者とは 個人：農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農業に係る粗収益が200万円以上の方 法人：農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農業に係る売上高が1,000万円以上の方</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL：089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-05	項目	事業への支援
制度の名称	JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	J A	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により経営な農業者等（組合員・准組合員の資格が必要）</p> <p>■借入条件（令和2年3月30日現在）</p> <p>□資金使途：新型コロナウイルス感染症の影響による生産量の低下や販売数量の減少等より生じた農畜産物等の損失額その他、新型コロナウイルスの影響により生じた費用で農業経営の維持においてJAが必要と認められた資金</p> <p>□借入限度額：個人：500万円 法人：1,000万円</p> <p>□償還期限：7年以内（据置期間3年以内）</p> <p>□借入金利：年0.600%（貸付当初5年間実質無利子化）</p> <p>□保証：愛媛県農業信用基金協会への実質保証料免除</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	JAバンクえひめ http://www.jabank-ehime.or.jp/news/news20200330.html		
お問い合わせ先	J A ひがしうわ本所 TEL：0894-62-1211（代表） J A にしうわ本所 TEL：0894-24-1111（代表）		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-06	項目	相談支援
制度の名称	畜産の経営に関すること	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	畜産家		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足、流通の滞り等の相談を受け付けております。</p> <p>■受付時間 <input type="checkbox"/>平日 8時30分～17時15分</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL			
お問い合わせ先	南予家畜保健衛生所 TEL：0894-22-0328 西予市農業水産課 TEL：0894-62-6409		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-07	項目	事業への支援
制度の名称	漁業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等（個人・法人）であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認書で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件（令和2年2月20日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資金用途：6号資金：（種苗購入・育成） <input type="checkbox"/> 借入限度額：養殖業者：9千万円（個人）、3億6千万円（法人） <input type="checkbox"/> 償還期限：5年以内（据置期間2年以内） <input type="checkbox"/> 借入金利：貸付当初5年間実質無利子化 <p><input type="checkbox"/> 担保：実質無担保化</p> <p><input type="checkbox"/> 保証：保証料当初5年間免除</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	水産庁 https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kinyuu/gyokin/gyokin.html		
お問い合わせ先	愛媛県漁業協同組合 明浜支所 TEL：0894-65-0311 八幡浜漁業協同組合 三瓶支所 TEL：0894-33-1331		

5. 各種相談等

番号	5-01	項目	相談支援
制度の名称	電話再診による処方箋の発行	支援の種類	処方箋の発行
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月9日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	慢性疾患等を有する定期受診患者		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症患者の全国的な増加に伴い、厚生労働省より電話再診による処方箋発行を認める通知が出されました。患者さま等の安全と感染拡大防止を考え、当市でも電話再診による処方箋発行を開始しました。</p> <p>■注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師の判断（検査が必要等）により、当院に来院していただく必要がある場合があります。 <input type="checkbox"/> 電話再診をご希望の方は、原則、予約日の1週間前から予約日前日の13時～16時の間までに各科外来受付にお電話ください。 <p>■電話再診のながれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 患者さま等から各科外来受付に電話（かかりつけ薬局をお教えください）。 <input type="checkbox"/> 当院医師から電話し診察（電話再診）。 ※原則、予約日に電話いたします。 <input type="checkbox"/> 当院から処方箋をかかりつけ薬局へ送付。 <input type="checkbox"/> 患者さま等が電話再診日の原則翌日以降に、かかりつけ薬局へ取りに行く。 <input type="checkbox"/> 患者さま等が電話再診日の翌日以降、当院でお支払い。 		
手続きに必要な書類	※電話再診による処方箋の発行を実施している医療機関については、各医療機関に御確認ください。 各医療機関にお問い合わせください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	各医療機関にお問い合わせください。		

5. 各種相談等

番号	5-02	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談に対応した相談時間延長	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月5日	制度（申請）期限	-
活用できる方	県民		
制度の内容	<p>愛媛県消費生活センターでは、県民からの新型コロナウイルス感染症関連の消費生活相談に適切に対応するため、3月5日（木）から当面の間、相談受付時間を次のとおり延長しております。</p> <p>■通常の受付時間 月・火・木・金曜日9時～17時、水曜日9時～19時（土日・祝日を除く）</p> <p>■延長中の受付時間 月～金曜日9時～19時（土日・祝日を除く） 土日・祝日については、全国消費者ホットライン188（いやや）におかけいただくと、国民生活センターにつながります。</p> <p>■受付時間 10時～16時</p>		
手続きに必要な書類			
その他	-		
ホームページURL	愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/ecc/contact/madoguti.html		
お問い合わせ先	愛媛県消費生活センター TEL：089-925-3700		

5. 各種相談等

番号	5-03	項目	相談支援
制度の名称	司法書士による新型コロナウイルス無料相談	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方			
制度の内容	<p>日本司法書士会連合会は、新型コロナウイルスにより生活に困っている方々への支援として、電話相談及びMicrosoftTeams（※）によるWEB面談相談を実施しております。</p> <p>■電話相談フリーダイヤル：0120-315199</p> <p>□受付時間：平日11：00～17：00</p> <p>□実施期間：4月1日（水）～当面の間（予定）</p> <p>□全国の司法書士会の電話相談員につながります</p> <p>【WEB面談相談】</p> <p>予約先アドレス:sodan@nisshiren.jp</p> <p>□受付時間：平日14：00～17：00</p> <p>□実施期間：4月1日（水）～当面の間（予定）</p> <p>□実施方法：MicrosoftTeamsを利用しての面談相談とし、1回あたり30分程度を予定</p> <p>□全国の司法書士会のWEB面談相談員につながります</p> <p>□予約から当日までの流れ</p> <p>①メールによる事前予約が必要です。氏名・希望日時を明記し、上記アドレスへメールをお送りください。</p> <p>※この段階では予約完了していません。</p> <p>②予約確定メールが届きますので、面談日時をご確認ください。</p> <p>③面談当日になりましたら、①でお送りいただいたメールアドレスへ、相談員より面談するためのリンクを掲載した招待メールをお送りいたします。</p> <p>④面談時間になりましたら、③のリンクをクリックし、面談を開始してください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	日本司法書士会連合会 TEL：0120-315199		

5. 各種相談等

番号	5-04	項目	相談支援
制度の名称	SNS心の相談	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民の方		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて、チャット形式で相談を受け付けております。</p> <p>■受付時間</p> <p>□平日（18時00分～21時30分） □土日祝日（14時00分～21時30分）</p> <p>※なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい方は都道府県等が設置している電話相談窓口、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センターにご相談下さい。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	厚生労働省 https://lifelinksns.net/		
お問い合わせ先	厚生労働省 TEL：03-5253-1111（代表）		

5. 各種相談等

番号	5-05	項目	相談支援
制度の名称	布製マスクの配布に関する電話相談窓口	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月26日	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民の方		
制度の内容	<p>■電話相談窓口の設置について</p> <p><input type="checkbox"/>相談受付時間 午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）</p> <p><input type="checkbox"/>相談内容</p> <ul style="list-style-type: none">施設・事業者、利用者等からの布製マスクの配布に関する問い合わせについては、下記相談窓口をご利用いただきますようお願いいたします。布製マスクの配布については、既に作成済みのリストに基づき、マスクを確保次第、順次送付しております（マスクの配布について施設・事業者の方からの申請は不要です。）。マスクが届いていない旨の問い合わせにつきましては、4月11日以降、下記相談窓口あてお問い合わせ下さい。 <p>■布製マスクの洗い方に関する動画</p> <p>YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」 （検索方法）</p> <ul style="list-style-type: none">YouTubeから「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	布製マスクの配布に関する電話相談窓口 TEL：0120-829-178		

5. 各種相談等

番号	5-06	項目	相談支援
制度の名称	行政相談	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民ほか		
制度の内容	<p>【相談内容】 行政全般に関する苦情、意見、要望など</p> <p>【対応機関】 総務省行政相談センター きくみみ愛媛</p> <p>【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分 (土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)などの 閉庁日を除く)</p> <p>【電話】 0570-090110 (行政苦情110番)</p> <p>【その他】 市役所本庁・各支所で月1回実施しております、行政相談所につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間中止させていただいております。ご了承ください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	愛媛行政監視行政相談センター 0570-090110		

5. 各種相談等

番号	5-12	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症こころのホットライン	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	
制度（申請）開始日	令和2年5月1日	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民の方		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県民の皆様のストレスや心理的負担の軽減を図るため、専用ダイヤルによる電話相談窓口を開設しました。</p> <p>■対応時間 9時～21時（土日祝日を含む）</p> <p>■対象 新型コロナウイルス感染症拡大により、心のケアが必要な方</p> <p>①感染された方、ご家族など</p> <p>②対策や支援に関わる方（医療従事者、学校関係者、施設職員など）</p> <p>③その他、休業・失業・休校などにより、不安や心配を抱えている方</p> <p>この窓口はご相談者の不安を受け止め、不安解消のいとぐちを見つけられるようお手伝いする窓口です。専門の相談員が電話対応し、プライバシーは厳守されます。</p> <p>※こころのホットラインは、心のケア専用ダイヤルです。感染症に関する一般的なご相談については、一般相談窓口におかけください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	愛媛県 https://egaocare.net/useful/lifeinfo/43606.html		
お問い合わせ先	0120-612-155（フリーダイヤル）		